

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日時：令和8年3月25日（水）18：00～18：05
2. 場所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市）教職員給与課長、労務制度係長、他1名
（組合）執行委員長、書記長
4. 議題：特殊勤務手当の見直しおよび教員特別手当の取扱い変更について
5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本日は、「特殊勤務手当の見直し」と「教員特別手当の取扱い変更」について、ご提案させていただきます。お配りしております「特殊勤務手当の見直しについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、国の基準変更に伴い、部活動指導に係る特殊勤務手当の支給額を改定します。また部活動指導に係る特殊勤務手当の見直しに合わせて、対外運動競技等の引率指導に係る特殊勤務手当の支給額も改定いたします。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「（1）4号特勤（学校の管理下において行われる部活動の指導の職務）の見直し」につきまして、国の基準変更に従い支給額を1時間あたり1,300円に引き上げることといたします。

次に「（2）3号特勤（対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務）の見直し」でございますが、神戸市が独自に定めている1時間以上から3時間以上の区分について、4号特勤との均衡を図るため同じく支給額を1時間あたり1,300円に引き上げることとします。

「3. 実施日」でございますが、令和8年4月1日といたします。

続きまして、教員特別手当の取扱い変更について、ご提案させていただきます。お配りしております「教員特別手当の取扱いについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 実施内容」でございますが、桜の宮小学校・中学校分校に特別支援学級が設置され、当該担当職員には「給料の調整額」が支給されることを踏まえ、給料の調整額の支給対象者については、学級担任等加算を一律支給しないことといたします。

「2. 実施時期」につきましては、令和8年4月1日といたします。

私どもからは以上でございます。

（組合） 桜の宮分校の話は、一般の特別支援学級の担任に学級担任等加算が出ないというものと全く一緒ですよ。

(市) ご認識の通りです。

(組合) わかりました。その分、桜の宮分校に勤務している者が加算されるようになるということですか。

(市) 桜の宮分校の中でも、特別支援学級が設置されて、その担当になった場合は、給料の調整額が支給されますが、桜の宮分校の通常学級を担当した場合は、給料の調整額は支給されずに、学級担任等加算が給料月額の 2%割増されて支給されるということです。

(組合) わかりました。